## 京都市告示第298号

平成26年3月24日京都市告示第549号(個人の市民税の寄附金控除の対象として 認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金)の指定について、所得税の適用の対象となら なくなった日以後の指定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

平成27年8月13日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の	使途	適用区分
	所在地	区区	
NPO法人田中セツ子京	京都市南区東九条西山	当該法人の主	平成26年2月
都結婚塾に対する寄附金	王町11番地	たる目的であ	10日~平成27
		る業務	年7月14日に支
			出された寄附金

(行財政局税務部税制課)